

地域子ども・子育て支援事業の 主な検討課題と委員からの ご意見への対応方針について

地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、
要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業

平成25年12月26日

地域子ども・子育て支援事業に関する検討状況

事業名	参照ページ
(4) 子育て短期支援事業	2
(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	3
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	4～5
(7) 地域子育て支援拠点事業	6
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	7

(4) 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

① 事業の位置づけ

◆本事業については、夜間保育やファミリー・サポートセンター事業等、類似の機能を持つ事業があるところ、新制度の下では、主に宿泊を伴う養育のニーズに対応すべきという考え方があるが、どうか。

② 事業運営のあり方

◆優先利用の方法や利用料の設定等の事業運営上の工夫については、実態が一様ではないため、一律に基準等を定めるのではなく、具体的事例など参考となる事項を示し、それを踏まえて各自治体がある実情に応じて実施することが望ましいという考え方があるが、どうか。

(主な意見と対応方針)

○トワイライトステイは、受け入れ施設数が少なかったり、区外にあつたりするため、利用率が低いところがある。このため、施設が委託する里親、保育士等を活用した支援を充実させるべきではないか。
→ 現在でも通知により施設が委託する里親、保育士等による支援ができることとしているが、今後も取り組みを促していく。

2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

①できるだけ早期の訪問

◆幅広い産後ケアの充実のための、早期に必要な支援につなげられるよう、できるだけ早期に訪問するための方策
○「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)において、「産後ケア」の強化が挙げられている。

②養育支援を必要とする家庭の確実な把握

◆そのための事業の実施方法や人材の質の確保の方策

○国において、全国的に統一したアセスメントシート(訪問時に共通的に確認・記録すべきことを記した紙)の作成や、専門職以外の人材が担う場合の研修のためのQ&Aの作成が有用であるとの指摘がある。

③里帰り出産への対応

◆里帰り出産の場合でも、早期に訪問が為されるための仕組み(住所地と里帰り先市町村との連携方法など)を整理することが必要。

(主な意見)

○本事業も含めた幅広い産後ケアが必要。

→ 平成26年度予算案において、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業の実施など、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化を図ることとしている。

○必要な場合には複数回訪問できるようにしてはどうか。

→ 本事業は、子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして実施する事業であり、生後4か月を迎えるまでに1回訪問し、その後は、個別のケースに応じて、養育支援訪問事業等、適切な支援に繋ぐこととしている。

○訪問時に母親のみならず父親からもしっかり話を聞くようにして欲しい。

→ 現行のガイドラインでは母子の状況だけでなく、同居家族の状況等も含めて養育環境を把握することとしている。

3

(6) 養育支援訪問事業

① 本事業が養育支援を特に必要とする家庭のニーズに応えているか

◆ 本事業の支援対象家庭の明確化を求める声があるが、本事業の対象範囲をどうすべきか(利用料徴収とも関連)。

② 訪問者の資質確保、適切な実施体制確保のための方策

◆ 支援対象家庭への適切なアセスメントを踏まえた効果的な支援を行う上で、事業に携わる職員(訪問者や進行管理を行う職員)の資質確保や適切な進行管理を行うことが必要だが、そのためにどのような取組が必要か(例えば、専門性を有する児童相談所など関係機関からのバックアップの充実、連携強化など、都道府県レベルのバックアップ機能の充実が必要ではないか)

4

(6)ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童等に対する支援に資する事業)

① 事業の枠組み

◆ 補助対象となる[1]～[5]のうち、取り組みを強化すべき事業は何か。

[1] 研修の受講

- ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講

[2] ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

[3] ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

[4] ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

[5] 地域住民への周知を図る取組

(主な意見と対応方針)

○ 要保護児童対策地域協議会への産科医の参画を促進することが必要。

→ 現行、通知等により産科をはじめとした医療機関との連携の促進を図っており、今後も通知等によりさらに取組を促していく。

5

(7) 地域子育て支援拠点事業

① 量的拡大をどう図るか

◆実施か所数は、近年着実に増加しているが、子ども・子育てビジョンの目標にはなお隔たりがある。

② 質の担保

◆多様な実施形態があり、利用状況も拠点によって様々な中、質の評価を事業にどう組み込んでいくのかについて検討が必要。また、その質を評価・点検する仕組みについても透明性の確保などに留意しつつ、検討が必要。

③ 利用者支援事業など他の地域子ども・子育て支援事業との連携・役割分担

(主な意見と対応方針)

○新制度では本事業に都道府県が補助することもあり、今後都道府県の関わりが期待される。

→ 今後、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の従事者に対する研修制度のあり方と併せて検討。

○基本の4事業や開所日数等どこまで実施することを基本とするのか。また拠点としての事業をどう利用者支援とつなげていくのが重要。

○本事業に求められる役割は大きく、週5日1日5時間以上開所の拠点が必要。地域機能強化型を拡充して欲しい。

→ 地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の「利用者支援機能」については、独立した「利用者支援事業」として実施されることになるが、地域子育て支援拠点は、その主たる実施場所の一つと想定しており、一層の充実に努めたい。

○父親が利用しやすいように、土日を含むより多くの日に開催できるよう、財政支援をお願いしたい。

→ 現行においても週6、7日開所する施設に対して、別途補助基準額を設けているところであり、地域の状況に応じた開所日数で事業を実施して頂きたい。

○幼稚園も地域の子育て支援を行ってきており、現行の基準であるとハードルが高い。幼稚園の子育て支援も補助対象となるようにして欲しい。

→ 認定こども園、保育所、幼稚園の「子育て支援機能」についての議論と併せて検討。

○特に子どもが少ない地域での量的充実が必要。

→ 新制度は消費税財源を活用し、ニーズ調査で把握した利用希望に基づき、必要な事業をしっかりと実施していくもの。

○一時預かりなど他の子育て支援の事業と一体的に実施できる仕組みが必要。

→ 現状でも、他の子育て支援事業と一体的に実施する場合に、本事業が円滑に実施されるための加算措置を実施している。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

① 都市部以外の市町村でも実施しやすいような工夫

※政令市、中核市では概ね実施

※提供会員の確保については、地域子育て支援拠点の持つネットワークの活用、母親クラブやシルバー人材センターとの連携、提供会員の提供可能時間や預かる際のルールの明確化などについて、コーディネート機能の充実などが有効か。

◆提供会員の質の担保については、どのような取組が有効か

○事故等を防げるだけの資質が必要(過去に重篤な事故例あり)であり、研修等が重要との考え方がある一方、提供会員の要件のハードルをさらに上げると、かえって提供会員の確保が難しくなる可能性があるとの考え方もある。

◆人数要件の見直し

○現行では、会員数100人相当以上が補助要件となっているところ、地域の実情に応じて実施することを可能とするため、要件の緩和を求める声がある。(→H26年度予算要求過程で検討)

※「地域の実情に応じて実施することが可能となるよう人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。(H25.7.9 全国知事会)」

(主な意見と対応方針)

○病児・病後児の預かりを行う提供会員の質の担保方策について、検討すべき

→ 病児・病後児の預かりを行う提供会員に対しては、現在も一定の講習の実施を義務付けているところであるが、更なる質の担保方策については、引き続き検討していく。

○会員間をつなぐだけでなく、市町村が研修の実施等より責任を果たす仕組みが必要。

→ 本事業においては、これまでも、例えば病児・緊急対応強化事業の実施にあたって、一定の講習を修了した会員による活動や、医療機関との連携体制の整備、活動中の会員とセンターとの連絡体制の確保などを自治体に義務付けて、事業の安全・安心な実施に努めているところであり、今後とも各市町村における取組の充実を促してまいりたい。

○事業改善や利用者負担割合(訪問型延長保育との料金の整合性を含む)の検討も必要。

→ 会員同士の相互援助活動という事業の性格を踏まえつつ、より良い事業とするために今後とも必要な改善を行ってまいりたい。

※その他

(主な意見と対応方針)

(子育て支援のネットワーク等について)

- 児童館の地域での中核的な機能を活用して、地域の子育てのネットワークを整備・強化していくべき。
- 地域子ども・子育て支援事業のネットワーク・連携のあり方、そのコーディネートの方針について考えるべき。
- 高齢者福祉の地域包括支援センターのような、ワンストップで総合的に相談を受け適切なサービスにつなげる施設が子育て支援にも必要ではないか。
 - 子ども・子育て支援法第59条第1項に基づく利用者支援事業では、利用者が日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設といった子ども及びその保護者にとって、身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うこととしている。本事業の実施により地域の子育て支援の更なる充実に向けて、各自治体が円滑に実施できるよう支援してまいりたい。
- 行政内での部局を超えた連携、新制度の給付・事業とそれ以外の子育て支援の事業との連携等が必要。
 - 新制度の公布通知でも示しているように、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化や、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されること等を踏まえ、新制度に関する事務を一元的に実施するため、各自治体において、認定こども園、幼稚園及び保育所等の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制の整備をお願いしている。
- 特に妊婦健診、こにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業などの一体的・有機的な推進が必要。
 - 利用者支援事業や平成26年度予算案において提案している妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置等のモデル事業を通じ、これらを含めた事業間の有機的な連携を図って参りたい。

(産後ケア等について)

- 産科医療機関と行政、精神科医療機関、児童相談所等の間の行政主導の連携が必要。
 - 利用者支援事業等様々な子育て支援事業を活用し関係機関の連携に努めたい。
- 産後の、産褥、入院後のケアを関連事業として進めて欲しい。特に母乳ケアが重要。
 - 平成26年度予算案において、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業の実施など、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化を図ることとしている。

(国、都道府県、市町村の連携)

- 市町村間で取組に差が生じないように、国・都道府県のバックアップが必要。
 - 都道府県は市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の内容をしっかりと踏まえて都道府県の「子ども・子育て支援事業支援計画」を作成すること、国は両計画が円滑に実施されるように必要な助言や援助を行う旨が、子ども・子育て支援法で定められており、このことを通じて国・都道府県・市町村間の連携を図って参りたい。